

牛久市下水道事業審議会議事録		日時	令和5年2月24日（金曜日）
件名	令和4年度 第5回 牛久市下水道事業審議会	場所 時間	牛久市役所 本庁舎4階 第3会議室 13:30 ~ 14:45
作成年月日	令和5年2月24日（金曜日）	作成者	下水道課：吉川 征弘
出席者	(出席委員) 坂野 喜隆委員、徳生 明正委員、橋本 彊委員、柳井 秀之委員、宍塚 謙輔委員、 村松 功岳委員、大峰 正憲委員、大橋 澄子委員、中井 康陽委員、好川 富巳稔委員、 二俣 直時委員 (牛久市) 滝本副市長、飯野総務部長、小川市民部長、山岡環境経済部長 (事務局) 長谷川建設部長、野島建設部次長兼下水道課長、飯島主事、浅野主事補、吉川、 黒須氏(かがやき税理士法人)、 (順不同)		
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料（従量制料金部分）の改定案について ・使用料体系の周知方法について 		
会 議 内 容 等			
<p>1. 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司会が開会を宣言。 <p>2. 委嘱状交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会委員の再任に伴い委嘱状を交付。 <p>3. 会長、副会長選任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回に引き続き、会長、副会長を再任。 <p>4. 会長挨拶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 挨拶。 <p>5. 委員の欠席について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員4名の欠席を報告。 <p>6. 議事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料（従量制料金部分）の改定案について ・使用料体系の周知方法について <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の質疑内容について回答 ・前回決定された基本使用料を1,300円とする形で従量使用料について事務局より案を提示 ・周知方法について案を提示 <p>◎質疑</p> <p>会長：今回の審議会で、審議会として最適だという改定額案及び下水道使用料改定時の周知方法を決定していきたい。まずは改定額案について、事務局より案3-1～3-4が提示されたので、意見等を聞きたい。</p> <p>委員：前回までの説明でだいたいの方針は決まっていたと考えている。</p> <p>委員：一般家庭に過度な負担のかからない改定となればと考える。</p> <p>委員：公平性を大切にしていきたい。大口需要者に負担していただければありがたいが、病院や福祉施設等が多い状況を考えると、過度に負担して欲しいとは言えない。</p> <p>委員：公平性を持たせていきたい。大口需要者は大量に排出しているため、施設の劣化、老朽化の要因となっ</p>			

ていると考えられるため、負担をしてもらってもいいのではないかと考える。

委員：今まで牛久市は2回しか改定を行っていないということだが、何故か。

事務局：できるだけ市民の負担を増やさない様に耐えてきた。公営企業となり、5年に一度下水道使用料が適正か検証を行う必要がでてきて、今回審議会を立ち上げて審議をいただいている。可能な限り市民の負担が増えないように頑張ってきたが、施設の痛みが進んできているのが実状である。

委員：公平に負担を行い、大口需要者にも負担していただき、市民に優しい改定であって欲しい。

委員：他の委員の方と同意見である。

委員：他の委員の方と同様に公平性をもった改定にしたいと考える。

委員：他の委員の方と同様に公平な負担となればと考える。

委員：自治会館の水道代を見てみると、今年度で10%アップしている。下水道使用料が約25年上げていないことから値上げも仕方がないと考えている。審議会メンバーになった時から、一般家庭の使用量20m³前後で考え、2,000円から3割、2,600円までであればと考えていた。3-4案以外であればいいなと思っている。

委員：大口需要者に多く求めるということは、今後牛久市で企業誘致を行う際に障害になり、牛久市全体のこれからの街づくりを考える上で決していいことではないと考える。いかに全体で公平に負担するかが必要である。

会長：市の関係者として案を決めていただく上で他の委員に対してアドバイスがあればお願いしたい。

委員：公平性や街づくりの観点というのは必要であると考え。公平性というのはなかなか難しいところであり、金額がどのくらい上がるのかと、改定率がどのくらい上がるのかでは、受ける印象が変わってくるため考慮が必要。

委員：一般家庭及び大口需要者、双方ともある程度負担が増えるのは仕方がないため、均等に、バランスをとって今後将来に向けての使用料を決定していただきたい。

委員：下水道使用料の値上げを行うことにより多かれ少なかれ影響はでてくる。説明が必要になってきたときに、県内の市町村と比べて過度な負担になっていないことなどが説明できればと考える。

委員：下水道使用料なので、利用者としては安いにこしたことはない。公平に負担をしていただくなかで、率で一律となると、大口需要者で改定額が大きくなってくる。牛久市の大口需要者としては、病院や福祉施設等が多い中で、その辺を含めて検討をしていただきたい。

会長：環境経済部については部の方針として凄と思う。環境の持続と経済の発達といった相反する部分がある中で、企業が増えれば法人・市民税といった税収が上がり、市としてのサービス水準が上がるという部分がある。

委員：環境経済部では環境を守る、経済面での企業の誘致等を担当している。企業に来ていただくことで税収を含めていろいろなメリットが生じてくる。企業誘致を行う中で、下水道使用料が高すぎると障害になりえる。

会長：企業誘致を進めている市町村もある。市が持続・発展していくためには若い街とすること、企業の誘致を行い若い人を集めるといった必要性がでてくる。牛久市の高齢化率はどの程度か。

委員：20%後半、27~28%であったと記憶している。

会長：日本全体の平均が25%程度あったかと記憶している。人口が増えているため高齢化率は平均を下回ると思っていた。今回の改定により5年度、10年後、20年後に改定を行わなくてもいいかもしれない。

事務局：委員の方から公平性ということご意見があったので補足説明をさせていただく。近隣市町村と比べて高いか安いかの表を提示させていただいており、20m³時ではつくば市が一番高く、取手地方広域が一番安い、牛久市はその中間くらいである。500m³時ではつくば市が一番安く、案3-2が一番高くな

っている。500 m³時に平均に近いのは案 3-4 といった表になっている。

また、改定率で均等とするか、金額で公平性をとるのかとなる。案 3-1、3-2 では使用量の少ない人は安めに、多い人は高めになっている。案 3-1 では改定率を一律としているが、大口需要者については元の金額が大きいため負担額の増が大きくなっている。案 3-2～3-4 については各階層の改定率を変えて提示させていただいており、率で均等に上げるのか、全体的に近隣市町村と比べて均等となる様に上げるのか、一般家庭か大口需要者どちらかに多く負担をしていただくか、といった 4 案を提示させていただいている。

参考として牛久市内の一番の大口需要者はある病院だが、毎月約 8,000 m³を使用している。案 3-1～3-4 で試算をしてみると案 3-1 では約 32 万円、案 3-2 では約 41 万円、案 3-3 では約 15 万、案 3-4 では約 6 万円毎月増額となる。一般家庭の使用目安である 20 m³で比較をすると案毎に 500 円～610 円の増額であるが、大口需要者では増額の金額に大きく差が出る。

会長：公平性をどのように考えるかだが、近隣との比較での公平性と、市内だけでみての公平性といった考え方がある。企業誘致を考えると近隣より下げるほうがいい。

会長：案 3-1～3-4 があるので、委員の挙手で決をとりたい。

案 3-1： 1 人

案 3-2： 0 名

案 3-3： 1 2 名

案 3-4： 1 名

合 計 1 4 名（会長除く）

会長：審議会としての案は 3-3 とさせていただく。

会長：次に事務局より使用料体系の周知方法について、牛久市ホームページへの掲載、広報うしくへの掲載、かつぱメールでの配信との説明があったが、他に何か意見・要望はあるか。

委員：大口需要者には個別に郵便で通知を送付してはどうか。事業者は広報紙やホームページをあまり見ない可能性がある。

委員：自治会に入っていないと（自治会で）広報紙は配布していない。全戸配布である 15 日の広報紙で重点的に周知して欲しい。

委員：検針時にチラシの配布を行うことはできないか。

委員：今回の改定については、いつからを考えているのか。

会長：今提案のあった周知方法及び今後の流れについて、事務局の意見を聞きたい。

事務局：周知案については最大限対応を行いたい。検針時のチラシ配布については県南水道に聞いたことがあるが、費用がかかる。現時点で金額はわからないが前向きに進めたい。

事務局：今後の流れとしては、次回 3 月末の開催を予定している審議会において、審議会の結果を市長に答申し、事務手続きや議会等を経て改定となる。下水道使用料の改定には下水道条例の改正が必要であり、条例の改正には議会の議決が必要。確定ではないが、事務局としてはできるだけ早いタイミングで議会の承認をいただき、周知期間も含めて令和 6 年度から改定を行える様に事務手続きを進めていく。

会長：広報内容について要望等の意見があれば聞きたい。

委員：前回からの改定期間、公平性を主にして等は出てくると思うが、周辺との比較を掲載することをお願いしたい。

事務局：周辺との比較はわかりやすいと考えるが、他市町村も関係してくるため協議・検討を行う。

- ・その他

事務局：次回の審議会において答申案を審議いただく。3月29日の午前中開催で調整を行っているので早めに通知させていただく。

7. 閉会

- ・会長が閉会を宣言。